

証券コード 6458
平成29年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新 晃 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 武 田 昇 三

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するよう、折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開 催 場 所 大阪市北区南森町一丁目4番5号
当社 5階 会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第68期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（当社が報酬を支払う取締役で、監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎ 当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施していません（株主優待制度を実施しております。）。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト http://www.sinko.co.jp/ir_list/shareholders/

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策効果を背景とした企業収益の改善ならびに設備投資の持ち直しなど、期を通じて、景気の緩やかな回復基調が続きました。セントラル空調機に関連する当業界におきましては、業界全体で採算性重視の動きが広がったものの、空調機の全国出荷台数は減少するなど一時的な需要の端境期をむかえました。

こうした情勢のもと、当社グループは、戦略受注による収益基盤の一層の強化、個別受注生産サービス向上等に関するシステム投資、製販連携による生産革新、海外関係会社への支援強化ならびにアライアンスによる企業価値向上の検討を行ってまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<日 本>

空調保守・工事など関連事業において販売拡大が認められたものの、空調機器の販売減少を補うに至らず、売上高は32,118百万円(前連結会計年度比5.8%減)となりました。利益面におきましては、戦略的な受注展開と製販連携によるコストダウンに効果が認められましたが、主に物量減少に伴う製造側の収益性低下により、セグメント利益(営業利益)は5,087百万円(前連結会計年度比9.2%減)となりました。

<ア ジ ア>

主に中国の経済成長鈍化に伴う価格競争激化等の影響を受け、売上高は6,534百万円(前連結会計年度比14.6%減)となり、セグメント利益(営業利益)は382百万円(前連結会計年度比0.1%減)となりました。

この結果、当社グループの売上高は38,578百万円(前連結会計年度比7.0%減)となりました。利益面におきましては、営業利益は5,502百万円(前連結会計年度比8.8%減)、経常利益は5,669百万円(前連結会計年度比11.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,964百万円(前連結会計年度比5.6%減)となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,056百万円であり、その主なものは国内の空調機器製造設備であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の特記すべき資金調達はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内市場では好調な企業収益が投資の増加等につながり、景気の緩やかな回復が引き続き期待されるなか、当業界としても東京オリンピック開催に伴う中期的な需要の高まりを見込んでおります。アジア市場では、主に中国における価格競争の激化ならびに欧米も含めた政治的要因が経済に与える影響に注意を要する状況が続く見込みであります。

当社グループが取り組む重要課題は以下のとおりであります。

① 生産性向上

需要が堅調に推移するなか、受注を最大化するためには生産能力等の引き上げが課題となります。一方で、長期的には需要縮小期にも耐えうる収益体質を維持するため、固定費を抑えつつ生産性を引き上げることが必要です。自社開発の基幹システムを基盤として販売から製造までの情報の流れを整流化し生産性を向上させ受注拡大を狙ってまいります。

② 品質の向上と技術開発力の強化

品質向上に対する不断の努力を行うとともに、コア技術・ノウハウの開発力強化と並行して外部人材の積極採用のほか他社とのパートナー型事業を推進し新たな価値・サービス提供模索に注力してまいります。

③ グループ全体での人材育成

国内・海外を含む現場での実戦経験と部門を超えた交流を進め、グループ全体で幅の広い幹部人材を育成し組織力の向上を進めてまいります。また、法令順守を企業存続の要諦と捉えており、今後も法令順守教育に取り組んでまいります。

④ 関連事業の拡大

国内事業では、空調機保守工事会社の強化、ビル清掃管理会社へのシステム投資による基盤の引き上げ、アジア事業においては、関連会社に対する製造ノウハウの提供ならびにASEAN地域の代理店強化を含む販売支援など、グループの総合力を活用することで収益拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第65期	第66期	第67期	第68期
	(平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31)	(平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31)	(平成27. 4. 1～ 平成28. 3. 31)	(平成28. 4. 1～ 平成29. 3. 31) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	35,738	39,189	41,462	38,578
経常利益(百万円)	3,884	4,636	6,411	5,669
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,196	2,610	4,199	3,964
1株当たり当期純利益	85円98銭	98円74銭	155円71銭	150円05銭
純資産(百万円)	26,781	31,731	33,975	36,130
総資産(百万円)	46,059	51,424	54,417	52,989

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新晃空調工業株式会社	195	100	空調機器、冷却塔および関連製品の製作、建築用資材の製造
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・エー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 255	50	空調機器の製作、販売

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、空調機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

8. 主要な拠点等

(1) 当社

本社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
東京支社 東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
大阪支社 大阪市北区南森町一丁目4番5号
名古屋支社 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館
SINKOテクニカルセンター 神奈川県秦野市菩提160番地の1
営業所 札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

(2) 重要な子会社

国内 新晃空調工業株式会社 岡山工場、神奈川工場
新晃アトモス株式会社（東京都）
千代田ビル管財株式会社（東京都）
日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海外 上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,560名	53名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 横浜銀行	649
株式会社 中国銀行	595
株式会社 みずほ銀行	525
株式会社 三菱東京UFJ銀行	295

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株主数 18,322名（前期末比 4,725名増）
4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	4,475	17.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,289	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	979	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	963	3.68
株式会社みずほ銀行	808	3.09
日本生命保険相互会社	621	2.38
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	621	2.37
株式会社りそな銀行	557	2.13
CBLDN RE FUND 116-CLIENT AC	548	2.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	507	1.94

（注）持株比率は自己株式1,106,716株を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
武田 昇 三	代表取締役社長兼社長執行役員	
末 永 聡	取締役兼常務執行役員経営企画本部長	
藤井 明	取締役最高顧問	
柏原 健 二	取締役相談役	
青田 徳 治	取締役兼執行役員管理本部長	
桑野 高 彰	取締役兼執行役員海外事業本部長	
板倉 健 二	取締役	新晃空調工業株式会社代表取締役会長
小田 順 児	取締役(常勤監査等委員)	
金田 敬 史	取締役(常勤監査等委員)	
山田 積	取締役(監査等委員)	
峯岸 瑛	取締役(監査等委員)	峯岸瑛コンサルティング事務所代表
藤田 充 也	取締役(監査等委員)	藤田・金山法律事務所代表弁護士

- (注)1. 当社は、平成28年6月28日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、取締役の藤田充也氏、常勤監査役の小田順児、金田敬史の両氏、監査役の山田積、峯岸 瑛の両氏の任期が満了し、それぞれ取締役(監査等委員)に就任しております。
- 取締役(監査等委員)山田 積、峯岸 瑛および藤田充也の3氏は、社外取締役であります。
 - 取締役小田順児、金田敬史の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
 - 取締役(監査等委員)山田 積および藤田充也の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 取締役(監査等委員)峯岸 瑛氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ① 就任
平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会におきまして、桑野高彰氏が取締役(監査等委員を除く)に選任され就任いたしました。
 - ② 退任
小野康宏および津澤 勲の両氏は、平成28年6月28日付で任期満了により取締役を退任いたしました。

③ 取締役の地位および担当の異動

氏名	変更後	変更前	異動年月日
末永 聡	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長	取締役兼執行役員 東京支社長	平成28年4月1日付
青田 徳治	取締役兼執行役員 管理本部長	取締役兼執行役員 管理本部副本部長	平成28年6月28日付

平成29年3月31日現在の兼務者以外の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	内 海 昭 則	名 古 屋 支 社 長
常 務 執 行 役 員	淡 田 完 司	技 術 本 部 長
常 務 執 行 役 員	川 中 一	管 理 本 部 情 報 シ ス テ ム 部 所 管
執 行 役 員	鍋 島 泰	技 術 本 部 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー 長
執 行 役 員	三 輪 隆 康	名 古 屋 支 社 副 支 社 長
執 行 役 員	佐 藤 秀 行	技 術 本 部 副 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー 長
執 行 役 員	道 端 徳 昭	大 阪 支 社 長
執 行 役 員	酒 井 芳 明	東 京 支 社 長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員（名）	報酬額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9 （ 1）	117 （ 1）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 （ 3）	26 （ 13）
監 査 役 （うち社外監査役）	4 （ 2）	6 （ 2）
計	13	149

- (注)1. 当社は、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会にて監査等委員会設置会社に移行しました（以下、当該移行を本件移行という）。監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は本件移行後の期間に係るものであります。
2. 上記には、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等を含めております。また、上記支給人員には、無報酬の取締役1名を除いております。なお、支給人員の計は、実際の支給人数を記載しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会決議において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第32回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役（監査等委員）峯岸 瑛氏は峯岸瑛コンサルティング事務所の代表を兼職しております。なお、当社と峯岸瑛コンサルティング事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

- (2) 当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員） 山田 積

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回の全てに出席、監査等委員会設置後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 峯岸 瑛

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回の全てに出席、監査等委員会設置後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培った豊富な知識・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 藤田充也

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、また、監査等委員会設置後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額は明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規締結に関する業務の停止

(3) 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

VI. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
 - (2) 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
 - (2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
 - (3) 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。
4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
 - (2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。
 - (3) 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
 - (4) 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。
6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
経営企画本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。
7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - (2) 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
8. 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
 - (2) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、SKグループ企業倫理相談窓口規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
 - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題

- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ③ 重要な情報開示事項
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
9. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当社は、平成28年6月28日付で監査等委員会設置会社へ移行し、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会の設置により、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図りました。

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しております。当社およびグループ会社の各事業所において、行動規範を年2回唱和することにより周知徹底に努めており、その実施状況について取締役会に報告しております。また内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。

なお、当社では、法令違反等の早期発見を目的として「SKグループ企業倫理相談窓口」を設けており、通報・相談の有無について毎月1回取締役会に報告しております。

(2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会を設置しております。当社グループに危機が生じた際は、リスク管理委員会の指揮のもと対応することとしております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を毎月1回委員長に書面で報告し、委員長は取締役会で報告しております。

(3) 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を原則月1回開催することとしており、当事業年度におきましては17回開催しております。取締役会では、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員および製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

(4) グループガバナンス

当社グループ会社の管理は、管理本部担当取締役が統括しており、監査等委員会による監査、内部監査室による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、社長会を年4回実施し、定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

(5) 監査等委員会の監査

当社の監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査等委員会は各事業所および各グループ会社への監査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社移行前に監査役会を2回、監査等委員会設置後に監査等委員会を10回開催しております。

(6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役および監査等委員会に報告を行っております。また、会計監査人と情報を共有するなど連携を図り監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,886	流動負債	12,247
現金及び預金	12,771	支払手形及び買掛金	4,772
受取手形及び売掛金	15,145	電子記録債務	2,498
電子記録債権	2,922	短期借入金	1,193
商品及び製品	468	1年内返済予定の長期借入金	454
仕掛品	696	未払法人税等	765
原材料	685	未払消費税等	186
繰延税金資産	334	賞与引当金	579
その他	755	株主優待引当金	59
貸倒引当金	△893	その他	1,738
固定資産	20,102	固定負債	4,611
有形固定資産	12,087	社債	500
建物及び構築物	4,285	長期借入金	911
機械装置及び運搬具	1,369	繰延税金負債	532
工具、器具及び備品	271	再評価に係る繰延税金負債	838
土地	5,759	役員退職慰労引当金	43
建設仮勘定	401	退職給付に係る負債	1,496
無形固定資産	1,354	長期未払金	248
のれん	949	その他	39
ソフトウェア	119	負債合計	16,858
その他	285	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,660	株主資本	32,275
投資有価証券	4,838	資本金	5,822
退職給付に係る資産	253	資本剰余金	5,984
繰延税金資産	189	利益剰余金	21,810
その他	1,403	自己株式	△1,342
貸倒引当金	△24	その他の包括利益累計額	1,068
		その他有価証券評価差額金	1,475
		土地再評価差額金	△732
		為替換算調整勘定	323
		退職給付に係る調整累計額	2
		非支配株主持分	2,786
		純資産合計	36,130
資産合計	52,989	負債・純資産合計	52,989

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		38,578
売上原価		25,280
売上総利益		13,297
販売費及び一般管理費		7,795
営業利益		5,502
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	
持分法による投資利益	21	
その他の	234	359
営業外費用		
支払利息	33	
その他の	159	192
経常利益		5,669
特別利益		
補助金収入	88	
受取保険金	223	311
特別損失		
持分変動損失	9	
減損損失	128	137
税金等調整前当期純利益		5,843
法人税、住民税及び事業税	1,694	
法人税等調整額	△24	1,670
当期純利益		4,173
非支配株主に帰属する当期純利益		208
親会社株主に帰属する当期純利益		3,964

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,822	5,984	18,754	△500	30,062
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△984		△984
親会社株主に帰属する当期純利益			3,964		3,964
自己株式の取得				△842	△842
土地再評価差額金の取崩			75		75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,055	△842	2,213
当 期 末 残 高	5,822	5,984	21,810	△1,342	32,275

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,165	△656	584	4	1,098	2,814	33,975
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△984
親会社株主に帰属する当期純利益							3,964
自己株式の取得							△842
土地再評価差額金の取崩							75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	309	△75	△261	△2	△30	△28	△58
当 期 変 動 額 合 計	309	△75	△261	△2	△30	△28	2,154
当 期 末 残 高	1,475	△732	323	2	1,068	2,786	36,130

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,853	流動負債	5,881
現金及び預金	7,015	支払手形	40
受取手形	1,455	電子記録債権	265
電子記録債権	2,674	買掛金	3,152
売掛金	6,477	短期借入金	800
原材料	0	1年内返済予定の長期借入金	412
前払費用	3	未払金	28
繰延税金資産	154	未払費用	300
のれん	372	未払法人税等	393
貸倒引当金	△299	未払消費税等	69
固定資産	20,601	前受金	24
有形固定資産	6,674	預り金	81
建物	1,382	賞与引当金	224
構築物	27	株主優待引当金	59
車両運搬具	6	その他	29
工具、器具及び備品	99	固定負債	6,863
土地	5,156	社債	500
建設仮勘定	2	長期借入金	799
その他	0	関係会社長期借入金	3,600
無形固定資産	76	繰延税金負債	382
ソフトウェア	45	再評価に係る繰延税金負債	838
その他	31	退職給付引当金	476
投資その他の資産	13,850	その他	266
投資有価証券	2,739	負債合計	12,745
関係会社株式	9,944	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	73	株主資本	25,308
長期前払費用	9	資本金	5,822
前払年金費用	210	資本剰余金	5,923
生命保険積立	762	資本準備金	1,455
その他	134	その他資本剰余金	4,468
貸倒引当金	△24	利益剰余金	14,904
		その他利益剰余金	14,904
		別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	12,864
		自己株式	△1,342
		評価・換算差額等	400
		その他有価証券評価差額金	1,133
		土地再評価差額金	△732
資産合計	38,454	純資産合計	25,709
		負債・純資産合計	38,454

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		19,701
売 上 原 価		11,951
売 上 総 利 益		7,749
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,981
営 業 利 益		3,767
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	625	
そ の 他	252	877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45	
そ の 他	78	124
経 常 利 益		4,521
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21	21
特 別 損 失		
減 損 損 失	98	
関 係 会 社 整 理 損	76	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	207	381
税 引 前 当 期 純 利 益		4,161
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,080	
法 人 税 等 調 整 額	82	1,162
当 期 純 利 益		2,998

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,822	1,455	4,468	5,923
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	5,822	1,455	4,468	5,923

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,040	10,774	12,814	△499	24,061
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△984	△984		△984
当 期 純 利 益		2,998	2,998		2,998
自 己 株 式 の 取 得				△842	△842
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩		75	75		75
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,089	2,089	△842	1,247
当 期 末 残 高	2,040	12,864	14,904	△1,342	25,308

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	853	△656	196	24,257
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△984
当期純利益				2,998
自己株式の取得				△842
土地再評価差額金の取崩				75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	280	△75	204	204
当 期 変 動 額 合 計	280	△75	204	1,451
当 期 末 残 高	1,133	△732	400	25,709

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 一 之 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

新晃工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 一 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月25日

新晃工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 田 順 児 ⑩

常勤監査等委員 金 田 敬 史 ⑩

監査等委員 山 田 積 ⑩

監査等委員 峯 岸 瑛 ⑩

監査等委員 藤 田 充 也 ⑩

(注) 監査等委員山田 積、峯岸 瑛及び藤田充也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき21円 総額548,216,487円
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき前期に比べ3円増配の36円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）は、本総会終了の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため新たに1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は特段の意見はない旨を確認しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たけだ しゅうぞう 武田 昇三 (昭和29年12月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員大阪支社副支社長 平成19年4月 当社管理本部製販業務改革担当 平成19年7月 当社営業企画室長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	17,300株
2	すえ なが さとし 末 永 聡 (昭和37年3月8日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年4月 当社東京支社長 平成20年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員（現任） 当社経営企画本部長（現任）	3,400株
3	ふじ い あきら 藤井 明 (昭和13年1月28日生)	昭和37年6月 当社入社 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社取締役会長 平成18年4月 当社取締役相談役 平成20年6月 当社取締役最高顧問（現任）	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	あお たく じ 青 田 徳 治 (昭和37年3月1日生)	平成23年10月 ㈱三菱東京UFJ銀行 目黒支社長 平成26年2月 当社入社 当社管理本部副本部長 平成26年7月 当社執行役員 平成27年6月 当社取締役兼執行役員(現任) 平成28年6月 当社管理本部長(現任)	1,600株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、入社以来、経理・財務関連業務や人事・総務関連業務等に実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			
5	くわ の たか あき 桑 野 高 彰 (昭和29年9月3日生)	平成16年7月 ㈱三菱東京UFJ銀行 池袋支社長 平成18年12月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱常務執行役員 平成26年10月 みらいコンサルティング㈱代表取締役社長 平成28年1月 当社入社 平成28年4月 当社海外事業本部顧問 平成28年6月 当社取締役兼執行役員(現任) 当社海外事業本部長(現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職の金融機関および経営者として培った豊富な国際経験と知識を活かし、入社以来、海外事業部門において実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			
6	いた くら けん じ 板 倉 健 二 (昭和25年10月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成3年11月 岡山新晃工業㈱(現新晃空調工業㈱)入社 平成8年6月 同社取締役業務部長 平成11年1月 同社代表取締役常務 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成28年6月 新晃空調工業㈱代表取締役会長兼会長執行役員(現任)	11,110株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、平成12年より当社グループの生産部門である新晃空調工業㈱の代表取締役社長、平成28年より代表取締役会長を務め、当社および当社グループにおける業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 7	あわ た かん じ 淡 田 完 司 (昭和28年8月16日生)	昭和47年4月 当社入社 平成20年4月 当社東京支社副支社長 平成23年4月 当社執行役員 平成26年11月 当社技術本部長(現任) 平成27年6月 当社常務執行役員(現任)	22,556株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、技術部門および研究開発部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			
※ 8	たに ぐち たけ のり 谷 口 武 則 (昭和37年2月20日生)	昭和57年4月 岡山新晃工業㈱(現新晃空調工業 ㈱)入社 平成19年7月 同社取締役製造1部長 平成25年6月 同社取締役兼常務執行役員 総務統括部長兼生産管理統括部長 平成28年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役 員(現任)	9,300株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、平成28年より当社グループの生産部門である新晃空調工業㈱の代表取締役社長を務め、当社グループにおける業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本總會開催の時をもって、平成28年6月28日開催の第67回定時株主總會において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役小西啓右氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
小西啓右 (昭和18年2月23日生)	昭和40年4月 関西テレビ放送㈱入社 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 同社退任 平成20年6月 当社補欠監査役 平成28年6月 当社補欠取締役(監査等委員)(現任)	一株
[補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 同氏は、関西テレビ放送㈱で培われた豊富な経験や実績、幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小西啓右氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 小西啓右氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 取締役（当社が報酬を支払う取締役で、監査等委員である取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（当社が報酬を支払う取締役で、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関し監査等委員会は特段の意見はない旨を確認しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名となり、うち対象取締役は6名となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権（ただし、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等除きます。以下同じ）の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

ただし、当該報酬額は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して3事業年度の初年度に支給する予定です。よって実質的には1事業年度当たりの金銭報酬債権の総額は30百万円以内、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は10,000株以内と評価できると考えます。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める場合を除き、当社は、本割当株式を無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて、合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした時点とする。）において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当

社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間をふまえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

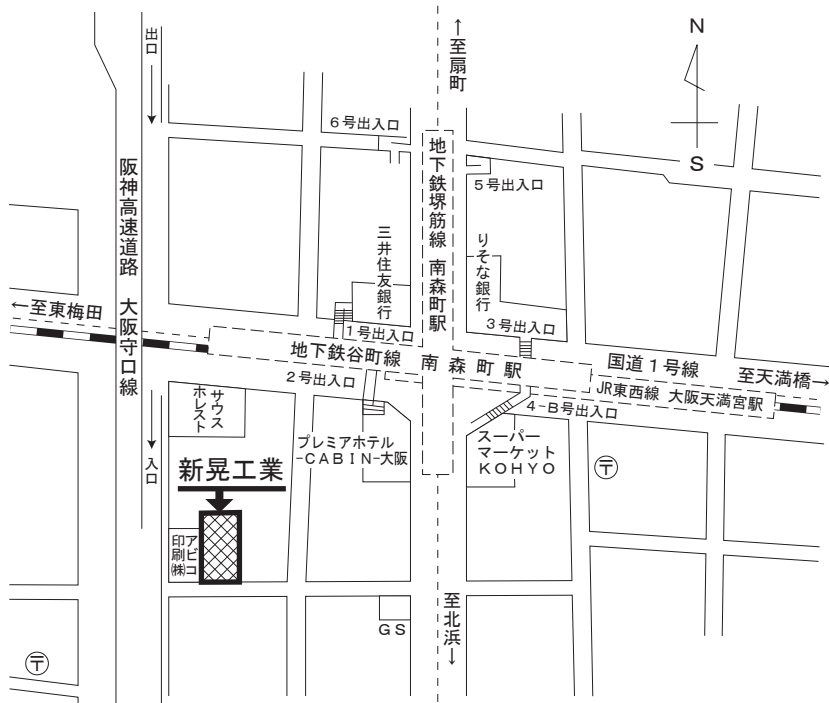
(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場のご案内図

大阪市北区南森町一丁目4番5号
新晃工業株式会社 5階会議室



JR東西線「大阪天満宮駅」下車
地下鉄 堺筋線・谷町線「南森町駅」下車
地下鉄側2号出入口から徒歩約3分です。

お願い 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません(株主優待制度を実施しております。)。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。